

(第1回)契約変更の内容

契約変更年月日	令和8年7月29日
契約業者名	株式会社 白海
契約業者の住所	北九州市若松区響町三丁目1番33号
工事の名称	令和7年度新門司沖土砂処分場(Ⅱ期)上部・消波工事(第3次)
工事場所	福岡県京都郡苅田町空港南町地先
工事種別	港湾土木工事
工事概要(変更した内容について記述する)	下記「変更理由」のとおり
履行期間(自)	令和7年12月5日
履行期間(至)	令和8年7月31日
変更前の契約金額	138,831,000 円(税込み)
変更金額	25,960,000 円(税込み)
変更後の契約金額	164,791,000 円(税込み)
変更理由	1. コンクリートミキサー船の材料積出場所について、別件工事のケーソン積出箇所と重複しており、ケーソン積出後に本工事の材料の搬入、上部工を行う場合、工期に遅れが生じるため、材料積出場所を変更した。 2. 当初の運搬経路が区画漁業権エリアであり、大型作業船が航行した場合、漁具を破損する危険性があるため、運搬経路を変更した。 3. 別件工事における構造物撤去工の仮置先変更に伴い、本工事の支給材料引渡場所2が変更となった。 4. 消波工はICTブロック据付工を行うこととした。 これに伴い、ICT機器の設置・撤去等に伴う作業船の拘束費を計上する必要が生じた。 5. 別件工事における上部工延長の変更に伴い、隣接する本工事においても上部工を変更する必要が生じた。 6. コンクリートミキサー船拘束費について、上部・消波工事4件で同時使用かつ別件護岸築造工事との同時施工となることから、港湾請負工事積算基準3-6-1に基づき基準適用外となるため、変更が生じた。 7. 九州地方整備局特記仕様書共通編8-1-29に基づき見積書の提出があり、快適トイレの設置期間及び費用が確定した。 8. 特記仕様書8-2-16(2)に基づきBIM/CIM実施計画書の提出があったため、費用を計上することとした。 9. 特記仕様書8-2-23に基づき夜間照明の協議があったため、費用を計上することとした。